

事業評価書（事前）

<p>事務事業名</p> <p>事務事業の概要</p>	<p>こころのケア研究・研修センター整備</p> <p>(1)目的 兵庫県が行う「こころのケア研究・研修センター」の整備に対して補助し、こころのケアに関する各種研究、精神保健福祉士等の資質向上及び精神障害者への偏見解消に資する。</p> <p>(2)内容 兵庫県が行うこころのケア研究・研修センターの整備に対して補助する。同施設の機能は、トラウマやPTSDなどこころのケアに関する研究・相談支援、こころの健康づくり推進のための研究及び先導的実践、精神保健福祉士、ケアマネジメント従事者、市町村職員、ピアカウンセラー等に対する研修、精神障害者への正しい理解に関する研究と地域生活を支える援助技法の実践、研究開発 等である。</p> <p>(3)達成目標 要求額 1,960百万円 こころのケア等に関するニーズに的確に対応する。</p>
<p>価</p>	<p>(1)必要性</p> <p>[国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性] 災害や犯罪被害によるPTSDや思春期精神保健などのこころのケアに関するニーズの増大等に的確に対応するために重要であり、妥当性がある。</p> <p>[官民の役割分担] 当該施設の運営については、兵庫県から非営利法人等に委託することとされている。</p> <p>[国と地方の役割分担] 当該施設は、兵庫県の主体で設置・運営されるものであり、国は施設整備を支援し、運営費用については、兵庫県が支弁する。</p> <p>[民営化や外部委託の可否] 当該施設は、こころのケアの研究・研修等に関する施設であり民営化にはなじまない。ただし、運営を兵庫県から非営利法人等に委託することとされている。</p> <p>[緊要性の有無] 現代社会においては、トラウマやストレスにさらされる機会が多く、PTSDや精神不安への的確な対応が求められており、こころのケアに関する研究等を行う当該施設の整備は緊要性を有する。</p> <p>[他の類似施策（他省庁分を含む）] なし。</p> <p>(2)有効性</p> <p>[今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期] こころのケアに関する研究等を行うことにより、こころのケアに関するニーズへの的確な対応が行われ、また、本事業による成果を全国的に提供することにより、増大するこころのケアに的確に対応できる。</p> <p>(3)効率性</p> <p>[単年度の費用] 1,960百万円（単年度限り）</p> <p>[手段の適正性] 兵庫県は阪神・淡路大震災による未曾有の被害、神戸連続児童殺傷事件、大教大附属池田小学校児童殺傷事件等の犯罪被害、明石市民夏まつり花火大会死傷事故など社会的に大きな問題を呈した事件・事故等を多く経験してきており、これら被害者のこころのケアに関する実践経験とその蓄積は全国で最たるものであり、同県が行う当該施設整備に対して国が支援することは効率的である。</p> <p>[効果と費用との関係に関する分析] PTSDや思春期精神保健などのこころのケアが充実した場合の効果を費用化することが困難であることから、当該施設整備による効果を費用化することは困難である。</p>

(4)その他 (公平性・優先性 など)	
関連事務事業	
特記事項	
主管課 及び関係課	(主管課)社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課